

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課とそれに関する調査を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資産(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税に係わる証明書の発行 ⑦個人住民税台帳の照会
③システムの名称	1. 個人住民税(町県民税)システム 2. 申告受付システム 3. 地方税電子申告システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民税課税台帳ファイル
- (2) 申告受付情報ファイル
- (3) 地方税電子申告情報ファイル
- (4) 国税連携情報ファイル
- (5) 年金特徴情報ファイル
- (6) 宛名情報ファイル
- (7) 住登外者宛名情報管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項 別表第一第24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、主務省令事務命令) 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和7年デジタル庁・総務省令第13号)(以下、デジタル庁・総務省令) 第2条の表 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号 デジタル庁・総務省令 第2条の表第48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課、町民生活課(天萬庁舎)
②所属長の役職名	税務課長、町民生活課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南部町役場 税務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-4802
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月28日	プライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	-	事後	
令和元年6月28日	I . 1. ③	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年6月16日	II . 1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月16日	II . 2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I . 7	南部町役場 総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-3112	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108	事後	
令和7年10月1日	I . 1. ②	地方税法等の規定にのっとり、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課とそれに関する調査を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①個人住民税賦課対象者の判定 ②課税資産(申告書等)の個人特定 ③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定 ④個人住民税額の算定 ⑤納税通知書による個人住民税額の通知 ⑥個人住民税に係わる証明書の発行 ⑦個人住民税台帳の照会	事後	
令和7年10月1日	I . 1. ③	1. 住民税システム 2. 申告受付支援システム 3. 地方税電子申告支援サービス 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー・ソフトウェア	1. 個人住民税(町県民税)システム 2. 申告受付システム 3. 地方税電子申告システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー・ソフトウェア	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I . 2	(1)住民税課税台帳ファイル (2)申告受付情報ファイル (3)地方税電子申告情報ファイル (4)国税連携情報ファイル (5)年金特徴情報ファイル (6)宛名情報ファイル	(1)住民税課税台帳ファイル (2)申告受付情報ファイル (3)地方税電子申告情報ファイル (4)国税連携情報ファイル (5)年金特徴情報ファイル (6)宛名情報ファイル (7)住登外者宛名情報管理ファイル	事後	
令和7年10月1日	I . 3	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに内閣府総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成25年法律 第27号）（以下、番号法） 第9条第1項 別表第 一第24の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令（平成26年内 閣府・総務省令第5号）（以下、主務省令事務命 令） 第16条	事後	
令和7年10月1日	I . 4. ②	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の 制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条7号、別表第二の第27項並び に内閣府・総務省令第20条 （別表第二における情報提供の根拠） 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、 29、31、34、35、37、39、40、42、48、5 4、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、74、80、84、87、91、92、9 4、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3 条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、 第12条、第13条、第16条、第19条、第20 条、第21条、第22条、第23条、第25条、第2 8条、第31条、第32条、第33条、第34条、第 35条、第36条、第37条、第38条、第39条、 第40条、第43条、第44条、第45条、第47 条、第49条、第50条、第51条、第53条、第5 4条、第55条、第58条、第59条 ※別表第二の第29、34、35、39、40、48、5 8、59、71、84、91、101、115、116、11 7、120 項に係る主務省令は未公布	（特定個人情報の提供） 番号法 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （令和7年デジタル庁・総務省令第13号）（以下、 デジタル庁・総務省令） 第2条の表 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、 42、48、49、53、57、58、59、63、65、69、73、75、 76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、 98、106、108、115、124、125、129、130、132、 137、138、140、141、142、144、147、151、152、 155、156、158、160、161、163、164、165、166、 167、168、169、170、171、172、173の項 （特定個人情報の照会） 番号法第19条第8号 デジタル庁・総務省令 第2条の表第48の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅳ. 4		十分である	事後	
令和7年10月1日	Ⅳ. 8 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	事後	
令和7年10月1日	Ⅳ. 11 判断の根拠		「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	